

相模原市発注工事における単品スライド条項の適用の拡充について

相模原市公共工事標準請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）については、平成20年8月8日から鋼材類及び燃料油の2品目を対象に適用しておりますが、この2品目以外の資材においても価格の上昇により、契約金額への影響が生じるおそれがあることから、当分の間、次のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしました。

運用を拡充する理由

原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の工事材料についても価格が著しく上昇し、契約金額が不相当となるおそれがあると認められるため。

- 1 対象材料** 鋼材類及び燃料油に加え、市と請負者の協議により、工事の契約金額に大きな影響を及ぼす工事材料
- 2 対象工事** 実際の搬入時・購入時における各対象材料の実勢価格を用いて、当該工事の契約金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事
- 3 契約金額の変更の考え方**

各対象材料の価格上昇に伴う増額分のうち、請負者からの契約金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を変更の対象とします。
（1%は、受注者の負担とします。）
ただし、部分払いの対象となった出来形部分等については対象外とします。
- 4 適用日** 平成20年12月1日（月）

ただし、工期末が平成21年2月28日以前の工事については、平成20年12月26日まで請求が可能とします。
- 5 請求状況の公表** 協議が完了した場合には、協議結果を把握できるよう公表します。

(参考)従前からの考え方との比較

事項	従来運用	拡充後の運用(H20.12.1～)
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも工事の契約金額に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	市において指定	市・請負者間の個別協議